

令和8年度事業者グループ協働化支援事業実施要領

1 事業の概要

(1) 補助対象

小規模法人（1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営する法人）を1以上含む、複数の法人により構成される事業者（以下「事業者グループ」という。）を対象とする。

- ・事業者グループを構成する法人は、いずれも県内に施設又は事業所を有するものとする。
- ・事業者グループを構成する法人は、親会社、子会社、関連会社その他これらに準ずる資本関係が互いに存在しないものとする。
- ・事業者グループには、介護施設・事業所（介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所）の他、老人福祉法に定める施設・事業所、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所、児童福祉法に定める児童福祉サービス事業所等、介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人を含めてもよい。
- ・施設又は事業所と併設（又は空床利用）のショーステイを運営し、他に運営する施設又は事業所がない法人は、小規模法人とみなす。
- ・兵庫県内に所在し、介護施設・事業所を運営する法人が代表者として申請するものとする。

(2) 対象経費

事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する取組を実施する際の支援を行う。

下表のア～コにかかる報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費を対象経費とする。

	対象経費	経費の例
ア	合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信に必要な経費	・ 合同説明会実施の際の講師費用 ・ 採用試験の会場費 ・ ホームページの開設費
イ	共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費	・ 調査・運行準備支援にかかる業務委託費用
ウ	共同発注による福利厚生の充実や職場環境改善等、従業員の職場定着や職場の魅力向上に資する取組に必要な経費	・ 事業者グループ一括での福利厚生サービス加入費用
エ	合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費	・ 合同研修実施の際の講師費用 ・ 研修実施に必要な機器のリース費用
オ	人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費	・ 共通の管理ソフト導入経費
カ	加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費	・ 共通の管理ソフト導入経費 ・ 事務処理の外部委託経費
キ	各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費	・ 感染症対策等の検討委員会の共同設置費
ク	合併・介護保険サービスやその他事業の展開・事業譲渡等を含む経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費	・ 専門家の旅費、謝金

ケ	ア〜クにあわせて行うICT インフラの整備に必要な経費（通信費は対象外）	・ オンライン会議用の機器・システム ・ 事務処理集約化のためのネットワーク構築費用
コ	ア〜クにあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費（事業所車輛の購入費は対象外）	・ 事務処理集約事務所の備品購入費 ・ 共同送迎のための駐車場バリアフリー化工事

※「協働化等にあわせて行うICT インフラの整備に必要な経費」及び「協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費」については、単独での申請は認められない。必ずア〜クの取組とあわせて申請すること。なお、ア〜クの取組とあわせて必要であることが分かる説明を別紙で提出すること。

※グループ内職員にかかる人件費、金券代、福利厚生等にかかる備品（娯楽用品、トレーニング用品、ソファ等の家具類、空気清浄機等）については補助対象外とする。

※PC等の導入台数は、協働化・大規模化等の取組に必要と認められる台数とする。

※老朽設備・備品の更新・整備は、原則、合同研修等の取組を行うための1の場所（部屋、建物等）を補助対象とし、複数の場所で研修を開催する等の理由で複数箇所の更新や、単なる老朽設備の更新は補助対象外とする。

※すべての項目について、複数の法人で協働化・大規模化等の取組を行う上で必要であると兵庫県が認める経費のみ、補助対象とする。

（３）補助率及び補助上限額

①補助率 4／5

②補助上限額

事業者グループを構成する法人数1につき120万円（訪問介護事業所を営む事業者の場合は150万円）とし、1事業者グループあたり、1,200万円を上限とする。

（４）事業期間

交付決定日 ～ 令和9年1月31日（日）

※上記期間内に、①契約・購入・納品・支払いを終えて、速やかに、②実績報告書（納品書、請求書、領収書等添付）の提出を完了すること。

2 事業実施の流れ

- ① 本事業の補助を受ける事業者グループの申請代表者が、交付申請書類を提出する。（提出期限：令和8年8月31日（月）17時）
- ② 県からの交付決定を受ける。
- ③ 事業の実施
- ④ 本事業の補助を受ける事業者グループの申請代表者が、事業の実施結果について、実績報告を提出する。（提出期限：令和9年2月7日（日））

3 その他

（１）手続きに当たっての留意事項

① 事業の実施については、交付決定日以降に行うこと。

※事前着手した場合は補助の対象とならないことに留意すること。

② 申請にかかる書類については、申請する事業者グループが自ら作成すること。

（２）兵庫県福祉部補助金交付要綱及び本事業実施要領に従って事業を実施すること。

（３）厚生労働省及び本県からの照会及び調査研究事業等に応じること。

(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。
また、補助を受けた翌年度以降に行う場合がある。)

- (4) 「介護業務における介護テクノロジー導入支援事業」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。また、他の国庫補助による社会福祉連携推進法人の設立に向けた補助金等を受けている事業者グループは補助対象外とする。
- (5) 社会福祉連携推進法人を構成する事業者グループも対象とする。
- (6) 補助対象事業者は、予算の範囲内で選定する（過去に当事業による補助を受けたことがある事業者グループも申請可能だが、今年度、新規に申請を行う事業者グループを優先的に採択する場合がある）。